

国が実施するがん原性試験について

国が実施するがん原性試験は、労働安全衛生法第57条の5に基づき、化学物質による労働者の健康障害防止のための国の援助等として実施されている。

当該試験の結果、対象化学物質が「がんを労働者に生ずるおそれのあるもの」とであると判断される場合には、厚生労働大臣が当該化学物質を製造し、又は取扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表することとなっている（法第28条第3項）。

がん原性試験の実施にかかるスキームは別紙1のように、がん原性試験を開始する前に、がん原性試験の実施の可能性を判断するフィージビリティテストを実施。これを踏まえて、試験が可能となった物質の中から、吸入試験について1物質を選び試験に着手する。（平成23年度開始のがん原性試験（2週間試験、13週間試験を含む。）は、吸入投与のみ。）

試験については、試験対象物質の用量を決定する2週間試験、13週間試験を実施した上で、104週間のがん原性試験を実施しており、フィージビリティテスト着手後、試験結果の公表までには5年程度を要し、これまでの試験の実績及び実施中の物質は別紙2のとおりである。

このため、有害性評価小検討会には、フィージビリティテストの結果等に基づき、技術的観点から、次年度においてがん原性試験に着手する物質の選定の検討を求めるものである。

（参考）がん原性試験の実施から行政対応までのフロー図

